

## 日本学術会議新会員 6 名の任命拒否に対する抗議声明

2020 年 10 月 1 日付の学術会議第 25 期新規会員の任命にあたって、学術会議が推薦した 105 名の候補者のうち 6 名が任命者名簿に掲載されていなかったことが明らかになった。その 6 名は人文・社会科学研究者であり、安倍晋三政権時代の安保関連法案やいわゆる「共謀罪」成立に批判的立場を表明していたことが今回の任命拒否の原因ではないかと報道されている。

任命権者である菅義偉内閣総理大臣は、10 月 5 日の内閣記者会インタビューで、6 名の任命拒否と安倍政権の重要法案への反対姿勢は「一切関係ない」としながらも、「個別の人事に関することはコメントを控える」として任命拒否の理由を一切説明していない。また、10 月 9 日の『毎日新聞』や『朝日新聞』などの合同インタビューでも、任命は「総合的、俯瞰的な活動を確保する観点から判断した」もので、任命拒否の判断を変えないと明言している。

さらに、すでに 2016 年の日本学術会議の補充人事から首相官邸が介入していたことや、2018 年に、日本学術会議の推薦通りに会員を任命すべき義務が首相にあるとは言えず、首相は学術会議に人事を通じて一定の監督権を行使できると明記した内部文書を、学術会議には示すことなく内閣府が作成していたことも判明した。

教育・研究の場に身を置き、若い世代の育成において精神の自由を守り発展させることを自らの使命と自覚する者として、桜美林学園教職員組合は、今回の任命拒否の撤回と 6 名全員の任命を強く要求する。

その理由は以下の通りである。

1. 今回の任命拒否は、日本国憲法第 23 条「学問の自由は、これを保障する」に明確に違反している。
2. 日本学術会議設置法に関して、1983 年に当時の中曽根康弘首相は、学術会議会員の任命について「政治が行うのは形式的任命にすぎない」と述べ、「学問の自由独立はあくまで保障される」と答弁している。
3. 今回の任命拒否問題は、日本における言論、思想および学問の自由に国家権力が介入するという、自由かつ民主主義の社会への挑戦を意味する。それは国家への学者の従属と学問の統制を意味しており、恫喝と忖度による全体主義国家への道であることが危惧される。

2020 年 10 月 30 日

桜美林学園教職員組合